

# 川西町旧上水道施設解体工事 事業者選定（プロポーザル方式）公募要領

令和3年9月  
川西町役場事業課

## 【目次】

1. 目的・事業概要
2. 参加者資格要件
3. 参加表明書の提出
4. 企画提案書の提出
5. 質問書の受付と回答
6. 提案書類の審査
7. 契約手続き等
8. 選定スケジュール
9. その他、提案に係る留意事項
10. 問合せ先

## 1. 目的・事業概要

### (1) 目的

本事業は、上水道施設解体工事を実施するにあたり、アスベスト類等の暴露防止及び土壌汚染対策による周辺地域への環境対策に留意し、安全かつ速やかに解体工事を行うことを目的に実施する。

### (2) 本プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本事業の安全かつ効率的な実施を図るとともに、解体後の跡地活用の検討を目的とし、公募型プロポーザル方式により広く提案を募集し、内容を総合的に審査したうえ、解体工事業者を選定します。

### (3) 事業の概要

1. 名称 旧川西町上水道施設解体工事
2. 工事場所 奈良県磯城郡川西町大字結崎
3. 工事内容 別紙「旧川西町上水道施設解体工事特記仕様書」のとおり
4. 工事期間 契約締結日から令和4年3月15日
5. 提案上限額 119,977,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 事業の実施に関する条件

#### 1. 事業の仕様

本事業の実施に係る仕様は、別に定める「旧川西町水道施設解体工事特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとし、これを全て満たすものとする。

#### 2. 法令順守

本事業の実施にあたっては、本事業に関わる法令、要項等を遵守すること。

なお、その対応は受注者の責任において行うこととし、本事業を実施するにあたり必要とされる法令等は、すべて公募時時点において最新のものを参照し、適用すること。

ア 労働基準法及び同施行規則（昭和22年法律第49号及び昭和22年厚生省令第23号）

イ 労働安全衛生法、同施行令及び同施行規則（昭和47年6月8日法律第57号、昭和47年政令第318号及び昭和47年労働省令第32号）

ウ 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）

エ 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成26年6月）

オ 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環廃産発第

050330010 号平成 17 年 3 月 30 日)

カ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014 (環境省水・大気環境局大気環境課)

キ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (平成 30 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

ケ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号)

コ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)

サ 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン

シ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

ス 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)

セ 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)

ソ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)

タ 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)

チ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)

ツ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)

テ 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)

ト 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)

ナ その他関係する法令規制基準等

## 2. 参加者資格要件

(1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定による解体工事業の特定建設業許可を受けていること。

ア 令和 2・3 年度川西町建設工事等登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

イ 次の(ア), (イ)又は(ウ)に掲げる者について当該(ア), (イ)又は(ウ)に定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし,(ウ)にあつては法第 26 条の 2 第 1 項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

(ア) 現場代理人当該構成員に雇用期間を特に限定することなく申請日前 3 箇月以上継続して雇用されている者 (構成員が個人である場合の本人, 法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。) で, 他の工事の現場代理人, 主任技術者, 監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。

(イ) 主任技術者又は監理技術者 (以下「主任技術者等」という。)

- a 常時雇用者であること。
  - b 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者で、工事現場に専任できる者であること。
- (ウ) 専門技術者常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。
- (2) 奈良県内に登記済みの本店・支店営業所を有すること。
- (3) 過去10年以内に浄水場又は配水場の建築物に係る請負金額1,000万円以上の工事施工実績を有すること。

### 3. 参加表明書の提出

- (1) 受付期間 令和3年10月13日(水)～10月21日(木)まで  
(受付時間：開庁日の9時から17時まで)
- (2) 提出方法 川西町役場事業課に持参又は郵送(簡易書留又は書留)により提出(期日必着とする。)
- (3) 提出書類 各1部提出すること。なお、各様式の詳細については、「提出書類作成要領(様式集)」を参照すること。
- ア 様式1：参加表明書
  - イ 様式2：参加資格確認調書
  - ウ 様式3：工事实績調書
  - エ 様式6：財務体質及び企業の地域貢献度・姿勢

### 4. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和3年10月13日(水)～10月27日(水)17時まで  
(受付時間：開庁日の9時から17時まで)
- (2) 提出方法 川西町役場事業課に持参又は郵送(簡易書留又は書留)により提出(期日必着とする。)
- (3) 提出書類 正本各1部、副本各8部提出すること。(様式6については、正本1部のみとする。)なお、各様式の詳細については、「提出書類作成要領(様式集)」を参照すること。
- ア 様式4：技術提案提出書
  - イ 様式5：価格提案書
  - ウ 様式7：技術提案概要書
  - エ 様式8：技術提案書
  - オ 様式9：工事工程表

(4) その他

事業課による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）が、仕様書に基づき、提出する。

企画提案は、1参加者につき1件とする。

正本については、企業名の記載押印のあるもの、副本は企業名やロゴマーク等、参加者を特定できる内容の記載の無いものとする。

5. 質問書の受付と回答

企画提案書等の作成に関する質問を次のとおり受付する。

(1) 受付期間 令和3年10月13日（水）～10月21日（木）正午まで

（受付時間：開庁日の9時から17時まで）

(2) 提出場所 「事業課」による。

(3) 提出方法 事業課に電子メールにより提出する。

(4) 提出書類 様式11：質問書

(5) その他

ア 質問に関する回答は、電子メールにて回答する。

6. 提案書類の審査

(1) 審査方法審査は、「旧川西町上水道施設解体工事公募型プロポーザル選定要領」に基づき、資格審査のほか、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、総合的評価を行う。

(2) 審査基準次に掲げる項目を総合的に勘案し、審査評価の高いものを選定する。

ア 企画提案審査（事業に関する基本要件）

（実績・実施体制，工程計画，周辺環境に対する配慮，労働安全衛生に対する配慮，創意工夫）

イ 企画提案審査（公害防止対策）

（仮設計画，騒音・振動対策，水質・土壌汚染対策，アスベスト対策，現場確認調査、発生材処分）

ウ プレゼンテーション審査

（わかりやすさ・業務意欲）

エ 価格審査

（コストパフォーマンス）

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

審査では、最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を選定する。発注者は、審査の結果を基に、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(4) 審査結果

審査結果は、参加者に対して速やかに通知する。

7 契約手続き等

(1) 契約の手続き

ア 発注者は、優先交渉権者と交渉のうえ契約を締結する。

(2) 優先交渉権者の取消し等

優先交渉権者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者と契約を締結できない場合、本町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取消し、次点を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。

8 選定スケジュール

事業者選定に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

日 程	内 容
令和3年10月13日(水)	実施要領、特記仕様書等公表
令和3年10月13日(水) から 令和3年10月21日(木) まで	参加表明書の受付
令和3年10月13日(水) から 令和3年10月21日(木) まで	質問の受付
令和3年10月13日(水) から 令和3年10月27日(水) まで	企画提案書類の受付
令和3年10月28日(木) から 令和3年10月29日(金) まで	書類審査の実施
令和3年11月上旬	提案プレゼンテーション審査の実施
令和3年11月上旬	審査結果の通知・公表
令和3年11月上旬	契約

※ 提案プレゼンテーションの日時等の詳細は、参加者に対し別途通知する。

なお、書類審査により参加者を選定する場合がある。

9 その他、提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用(提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等)は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却はしない。また、提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

なお、提出された書類は、川西町情報公開条例（平成 12 年条例第 51 号）に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) このプロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(4) 公募資料等の配布

ア 公募の周知 令和 3 年 10 月 13 日（水）から

イ 配布方法

本プロポーザルの実施については、町の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

ウ 閲覧資料

公募資料等を令和 3 年 10 月 13 日（水）から 10 月 20 日（月）まで川西町事業課（川西町役場 2 階）で配布する。

(5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(6) 企画提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、応募辞退届を提出するものとする。

## 10 問合せ先

川西町事業課

郵便番号 636-0202

住 所 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

電 話 0745-44-2679（事業課直通）ファックス 0745-44-4734

電子メール [Kjigyo@town.nara-kawanishi.lg.jp](mailto:Kjigyo@town.nara-kawanishi.lg.jp)

HP:<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp>

プロポーザル選定基準表

評価項目	評価基準		各5段階評価 ※価格点は除く (記載数字は 上限)
企業能力 実績 財務体質	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価	5
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価	5
	施工実績	過去10年以内に浄水場又は配水場の建築物に係る請負金額1,000万円以上の実績内容から評価	5
	組織体制	工事に対する適切な体制構築	5
	地域貢献度	奈良県内の従業員数から評価	5
	上水道事業に対する姿勢	水道技術管理者の総数から評価	5
小 計			30
施工計画	適切な工程・計画	設計・施工の工程管理に伴う現場調査、仮設計画、発生材処分等	20
	安全衛生計画	周辺への交通対策、作業員の安全対策	10
	創意工夫	コスト削減努力など自由提案	5
	環境対策	各作業で発生する騒音、汚染物、公害物質に対する対策	20
	施設熟知度	浄水場施設を熟知しているか (場内には奈良県営水道所有の埋設管がある)	5
小 計			60
価格	提案価格の評価点 (全参加者中最も低い提案価格/当該参加者の提案価格) × 10点 (小数点以下四捨五入)		10
合計点数			100



